

サイバー対処能力強化法の施行等に関する有識者会議の開催について

（令和 7 年 9 月 12 日
内閣府特命担当大臣決定）

1. 趣旨

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和 7 年法律第 42 号。以下「法」という。）に基づき、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための基本的な方針（法第 3 条第 1 項）の案を作成するに当たって意見を聴くとともに、法の施行その他必要な事項について意見を聴くため、サイバー対処能力強化法の施行等に関する有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 会議の構成は、別紙のとおりとする。
- (2) 会議の座長は、構成員の互選により決定する。
- (3) 座長は、構成員の中から座長代理を指名することができる。
- (4) 会議は、必要に応じ、構成員以外の専門的な知見を有する学識経験者等の関係者に出席を求めることができる。

3. 庶務

会議の庶務は、内閣官房の協力を得て、政策統括官（サイバー安全保障担当）において処理する。

4. その他

前三項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

サイバー対処能力強化法の施行等に関する有識者会議 構成員

(五十音順)

岩村 有広	一般社団法人日本経済団体連合会 常務理事
上沼 紫野	LM 虎ノ門南法律事務所 弁護士
上原 哲太郎	立命館大学情報理工学部 教授
大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
小栗 泉	日本テレビ放送網株式会社 スペシャリスト・オフィサー 特別解説委員
川口 貴久	東京海上ディーアール株式会社 主席研究員
小柴 満信	公益社団法人経済同友会 幹事
酒井 啓亘	早稲田大学法学学術院 教授
穴戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
高見澤 將林	公益財団法人笹川平和財団 上席フェロー
土屋 大洋	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授
野口 貴公美	一橋大学 理事・副学長、法学研究科教授
畠山 一成	日本商工会議所 常務理事
平井 淳生	一般社団法人電子情報技術産業協会 業務執行理事／ 常務理事
星 周一郎	東京都立大学法学部 教授
星野 理彰	NTT 株式会社 代表取締役副社長、副社長執行役員 CTO 一般社団法人 ICT-ISAC 理事